

令和7年度第3回関市自治基本条例推進審議会 会議録

1. 日 時	令和7年11月21日（金） 開会：午後2時 閉会：午後3時50分			
2. 場 所	関市役所 南庁舎3階 第2委員会室			
3. 出席委員	(○会長、○副会長)			
	1号委員 2号委員 3号委員	○ ○ ○	高村 明宏 吉田 靖 山田 雅恵 中嶋 亘 北瀬 美幸 松田 一浩 大坪 真之 美濃羽 早代子 北瀬 茂樹 菊本 舞 伊藤 哲 河村 充浩 多田 和生 遠藤 真理子 寺町 知宏 長尾 伸也 池戸 勇太	公募 公募 公募 関市自治会連合会 関市社会福祉協議会 関市まちづくり協議会 関市青少年健全育成協議会 関市地域女性の会連合会 関青年会議所 岐阜協立大学経済学部准教授 関市老人クラブ連合会 関商工会議所 協働推進部長 市民協働課長 市民協働課課長補佐 市民協働課課長補佐 市民協働課書記
4. 欠席委員	2号委員			
5. その他の出席者	事務局 事務局 事務局 事務局 事務局			
5. 傍聴者	なし			
(午後2時 開会)				
事務局	はじめの言葉 協働推進部長あいさつ			
会長	あいさつ			
事務局	それでは次第に従いまして、審議に入らせていただきます。 審議会規則第4条第1項の規定により、会長に進行をお願いしたいと思います。			
会長	配布資料の確認を事務局の方からお願いします。			
事務局	<配布資料確認>			
会長	次第に従いまして、2報告事項の（1）について、事務局の方から説明お願いします。			
事務局	<刃物まつりPRイベントの実施について説明（資料1）>			
会長	この件につきまして、委員の皆様から何かご意見やご質問はございますか。			
委員	参加者の大人と子供の、およその割合はいかがでしたか。			
事務局	感覚的な見解ですが、参加者の大人と子供の割合は、概ね半々だったと思います。また、市内市外の割合も同様に半々だったと思います。時間をいただければ、参加者の属性も集計できます。			

委員	第3問の間違いは、何が多かったのですか。
事務局	正解は2番ですが、1番の「市民活動センター」や4番の「まちづくり市民会議」を選ぶ方が特に多かったです。
副会長	「地域委員会」という名称の認知度が低いのは、多くの団体が「ふれあいまちづくり協議会」のような別の名前を使っているからかもしれません。設問に問題があった可能性も考えられます。
会長	他に何かご意見やご質問はございますか。
委員	<意見なし>
会長	続きまして、3審議事項の（1）について、事務局の方から説明お願ひします。
事務局	<関市自治基本条例の検証について説明（資料2）>
会長	前回会議で提示された「関係人口、持続可能な社会、多様性、デジタル化」といった主要検討項目に加え、さらに見直すべき切り口や盛り込むべき事項があれば、意見をお聞かせください。 前回の振り返りも兼ねて、ご意見やご質問があればお願ひします。
委員	第2条の「市民」の定義についてですが、「市を継続的に応援し、まちづくり交流や支援に関与する人」という点が曖昧に感じます。 せきファンクラブ会員のように自ら「市民」と認識する方々は想像できますが、ふるさと納税者や観光客などの方々が、この定義に含まれることをどう認識し、どう参加を促していくのでしょうか。自己申告制になるのか、運用が気になります。 また、現在想定されている「応援する人」の規模はどのくらいでしょうか？
事務局	現在、「市を応援する人」の具体的な人数は想定しておりません。せきファンクラブについては、担当課に目標値などを確認し、後日お伝えできればと思います。 「市民」の定義については、心から応援する方を想定していますが、明確な基準を示す難しさを感じています。これはあくまでたたき台ですので、今後、属性や条件を明確に定義していく必要があると考えています。 また、このたたき台は、国が進める「ふるさと住民登録制度」を意識した側面もあります。
会長	「関係人口」の概念は多様な関わり方を含むグレーゾーンであり、その扱いは個別の条文検討時に改めて議論が必要です。
委員	「市民」の定義についてですが、私は、市民とはこの市に住み、納税の義務や選挙権といった権利を持つ人を指すべきだと考えます。そうでない人を含めて市民と定義を広げると、選挙権のない人も含まれることになり、問題が生じる恐れがあると思います。定義を明確にすることが重要だと考えます。
会長	ご意見ありがとうございます。多くの自治体が市民に権利と責務を設けているように、委員様のご指摘の通り、その範囲で市民の定義を定めるべきです。
委員	総務省が推進する「ふるさと住民登録制度」や「関係人口」について、国の方で明確な定義はあるのでしょうか。 もしあれば、今回の議論における定義との整合性を確認する必要があるかと思います。
事務局	国は今年度または、来年度に「ふるさと住民登録制度」を整備する見込みだと思いますが、登録資格や容易さについてはまだ不明です。この点は重要なので、詳細を詰めていく必要があります。情報が分かり次第、皆様に共有します。

委員	<p>登録システムでは「関係人口」の範囲が狭まってしまう気がします。私は実家で月に一度、地域活動やシカ対策、親の介護などで貢献していますが、こういった人は登録しないと思います。</p> <p>自発的な活動者だけでなく、結果的に町や村、ふるさとに貢献している人も「関係人口」と捉えるべきです。登録しない人も含め、関係人口をどこまでと定義するかで範囲は大きく変わるので、この点を明確にしていくべきだと考えます。</p>
事務局	ふるさと登録制度には、浅い応援（情報提供など）と深い応援（実際の作業や地域課題への協力）の2種類の登録が用意されていると聞いています。
会長	市民の定義については、条文検討時に項目を整理した上で、具体的に検討していきたいと思います。
委員	ウェルビーイングの定義についてですが、WHOの定義ではなく、幸福度や幸せといった要素も含めるべきではないでしょうか。前回の議論ではこの視点だったと思うので、多様性の中に「幸福」というキーワードも加えた方が良いと思います。
事務局	<p>ご指摘の通り、ウェルビーイングは「幸福度」の方が皆様にとって馴染み深く、伝わりやすいかもしれません。</p> <p>ウェルビーイングというキーワード、あるいはその代替としての「幸福」という概念を条文に盛り込むべきか、多様性の一部として扱うかについては、今後の具体的な条文検討の中で、その意味や意義を踏まえて検討させていただきます。</p>
会長	時代の変化と共に新しい言葉が生まれるため、それを条文に盛り込むべきかについては、皆様でご検討いただきたいです。
副会長	SDGsは、現在の経済状況や企業の動向を考えると、見直しの頻度を上げて社会情勢を反映できるようにすべきです。多様性に関しては、企業が人材に注力する中で重要性が増しています。先進的な条例や改正の情報を参考に、より良い条文にできるよう検討していくべきだと思います。
会長	SDGsという言葉はトーンダウンしているかもしれません、「持続可能性」や「持続可能な社会」という概念は、社会の前提として必要不可欠です。SDGsの言葉を使うかどうかは別として、基本的な考え方としてこの概念を据えることは重要です。その視点から改正を検討していくと良いと思います。
会長	<p>他に何かご意見やご質問はございますか。</p> <p>AIやDXに関して、前回多くのご意見をいただきましたが、追加で何かありますか。</p>
委員	<意見なし>
会長	前半部分については、本日いただいたご意見も踏まえ、社会情勢を反映した改正案の条文検討を進めていくことでよろしいでしょうか。
委員	<異議なし>
会長	<p>後半部分で、前回議論された「まちづくり市民会議」「地域委員会委員」「市民活動センター」の条文（現行24条～26条）について、導入経緯を踏まえ、現状検証とその必要性を含めた再検討が必要ではないか、という意見がありました。</p> <p>この点について、改めてご意見がありましたらお聞かせください。</p>
副会長	24条から26条あたりについては、現状とこれまでの経緯を検証し、今後の必要性を検討していただきたいです。そのための資料作成をお願いします。

	また、まちづくり市民会議の要件緩和に関連して、「市政について学ぶ」機会の充実が必要だと考えています。総合計画など、現在の説明は抽象的で理解が難しいと感じています。以前の出前講座のように、分かりやすい解説やコンテンツを提供することで、市民の理解と意識向上が図れ、会議での意見も活発になるはずです。緩和と並行して、このような学習支援の強化を期待します。
会長	ありがとうございます。 副会長様からは、特に第 24 条から 26 条（地域委員会など）について、条例制定後の経緯や現状の分析を先行して行うべきとのご指摘がありました。これには、当初の目的や期待された効果、現在の達成度を検証し、社会情勢や法改正（ふるさと住民登録制度など）による変化も踏まえる必要があります。市としては、これらの条文を維持・改正・削除するかの考えを資料として提示し、皆で議論を進めたいと思います。これには資料作成と検討に時間を要しますが、検証を経て条文検討の段階に入ります。 もう一点、まちづくり市民会議の要件緩和については、市民が市政を学び政策提言できる仕組みを強化することが重要です。デジタル活用も視野に入れ、この仕組みを条文にどこまで盛り込むか、あるいは逐条解説で補完していくかなど、具体的な検討を進めていくということです。
会長	他に何かご意見やご質問はございますか。
委員	市民活動センター（25 条）についても、現状と過去の活動検証が必要だと思います。市民への認知度も低く、まちづくり推進拠点としての役割を十分に果たせているか疑問です。センターが単なる場所ではなく、地域コーディネーターとして 15 ヶ所の地域に入り込み、地域委員会、社会福祉協議会、自治体と連携し、地域づくりをまとめる役割を担ってほしいと考えます。今後の存続を考えるなら、活動実績の検証と、このような理想的な役割を果たすための変革を期待します。
事務局	地域委員会、市民活動センター、まちづくり市民会議について、皆様からの意見を踏まえ、事務局で各項目の資料を作成し、改めて検証とご意見をいただく機会を設けます。 まずは地域委員会から進めさせていただきます。
会長	条文検討に入る前に、現状と条例の目的・効果の検証から着手していただきます。 よろしくお願いします。
委員	第 26 条の市長がまちづくり市民会議を開催するという文言について、令和 6 年度は 18 歳～40 歳未満の方を対象に 4 回開催されたと認識しています。令和 7 年度の開催実績が分かれれば、この条文の意味合いがより明確になると思います。 また、第 24 条の地域委員会は学校区を基本に市民が組織すると定義されていますが、市民の積極的な関与を促す働きかけがないと、条文だけの存在になってしまうのではないかでしょうか。事務局や行政は、この点についてどのように考えているのでしょうか
事務局	まちづくり市民会議は、現在も試行錯誤しながら開催しています。過去は条件なしで参加者を募っていましたが、マンネリ化を防ぐため、約 2 年前から年代を絞ったりテーマを限定したりしています。昨年は 4 回開催しましたが、今年は若手発案の企画で 88 日間の区切りを設け、既に 4 回以上の会議を重ねています。 事務局としては、効果的かつ継続的な運営を目指し、皆様からのご意見を伺いながら、これまでの実績や現状をまとめた資料を提示して、今後の方向性を議論したいと考えています。

	地域委員会や市民活動センターについても、トップダウン(市長)とボトムアップ(市民)、どちらの視点から理想的な形を追求すべきか、皆様と議論を深めていければと思います。
事務局	委員様のご意見にもありましたが、条例 24 条から 27 条までの活動内容が市民に見えにくいと実感しています。今後は、これらの条文が設定された目的やこれまでの取り組み、具体的な効果を明確に示し、皆様のご意見を伺いながら進めていきたいと思います。
副会長	<p>令和 4 年の「まちづくり協議会」では、選挙権のない 18~25 歳を対象に 4 回にわたるマニフェスト勉強会を行い、最終的に市長と意見交換しました。参加者は満足したと考えています。翌年の「若者会議」でも同様に、市議や大学教授、地元出身学生を招き、議会について学んだ後、ワークショップを実施しました。</p> <p>「市長と語る会」のような場はハードルが高いので、市民が事前に学習できる機会が不可欠だと思います。担当課との事前調整で質問の質を高め、有意義な成功体験を積めるような丁寧な準備が必要です。それがなければ、議論は雑談レベルに終わり、議事録も魅力的でなく、参加者の満足度も低いと考えます。条例に書かれていることが実態と乖離している現状を改善すべきだと思います。市民活動センターにつきましても、同様に活動内容が市民に伝わりにくい現状があると思います。</p>
委員	<p>第 24 条の地域委員会については、成功事例もあります。地域全体で合意形成を図ることが困難な状況の中、昨年、私の所属する地域において、地域単位で課題解決に至った事例がありました。これは、地域委員会が地域固有の課題を解決する上で、非常に良いモデルケースになったと考えております。地域委員会は 7 年間で進展していますが、リーダー不足や地域ごとの活動格差が課題です。これは関市だけでなく県全体にも言えます。</p> <p>市としては、この格差を是正しつつ、地域委員会という枠組みで自立的な地域づくりや権限・財源移譲を進める目的で推進してきました。委員からご指摘いただいた地域の格差を踏まえ、今後のあり方を議論していただきたいです。</p>
委員	<p>地元の地域委員会は NPO が立ち上げた当初は活気がありましたが、現在はメンバーが減り規模を縮小しています。NPO の理事は公募ではなく理事会で選ばれるため、公開性も低いと感じています。</p> <p>青少年育成協議会は NPO 時代に 20 万円の資金を得ていましたが、現在は実費のみで、小学校の米作りで 5、6 万円程度です。事務局に協力を求めても断られ、残念に思っています。私の地域では自治会とは別に委員を 9 名選出しますが、人が限られ負担が大きいです。ボランティア不足も深刻で、固定化が進んでいます。事業もバスの貸し切りに予算を集中させ、花火大会などの企画をたまに実施する程度です。</p>
委員	現状、議論が改正案の見直しという本審議会の目的から逸れ、本筋から外れた点に集中している印象です。地域委員会の活動計画における PDCA サイクルや KPI といった具体的な運用評価は、基本条例の審議ではなく、別途市が取り組むべき事項と考えます。したがって、議論が脱線しないよう、改正案のポイントに絞って議事進行をお願いしたいです。
委員	本条例の『子どもの権利』に関する記載は、子供が市政に参加し、その意見を聴取・尊重することを主としていると理解しております。これは、現在学校などで議論されているいじめ対策など、一般的な『子どもの権利保護』とは趣旨が異なると感じています。
会長	今のご指摘は、子供の権利に関する条文について、より精査が必要であるということです。これは、いわゆる『子どもの権利条約』のような文脈での理解を求めるものと思われます。

	前回も同様に、『子供の権利』という文言が浮いて見えるとのご意見がございましたので、本条文の取り扱いについては別途検討をお願いいたします。
事務局	自治基本条例における子どもの権利は、まちづくり参画の視点で整理されています。関市では、まちづくりにおける子どもの権利とは別に、子どもの権利を包括的に守る条例の策定を現在検討しています。
会長	他に何かご意見やご質問はございますか。
委員	<意見なし>
事務局	次回に向けて、まずは地域委員会について整理し、掘り下げる形で資料を作成することでおろしいでしょうか。
会長	ご意見にもあったように、具体的な条文や項目から検討を進めるか、あるいは第 24 条から 27 条に盛り込むかの前提部分を確認する作業を先に行うか、どちらを優先するかという観点があります。資料作成のスケジュールも考慮し、事務局で検討いただけますでしょうか。
事務局	わかりました。どちらが先に準備ができ、提示できるか検討し、事務局で決定します。
会長	作成スケジュールを考慮し、改めて協議させていただきたいと思います。検討事項のうち、関係人口については、関市の考え方と国の制度を踏まえた整理が、改正条文検討前の段階で必要だと考えます。具体的な改正案を直ちに提示することは難しいため、改正案提示前の作業を整理し提示すべきでしょう。関係各課との調整も必要と思われますので、事務局で進め方をご検討いただけますでしょうか。
事務局	わかりました。いただいたお話を踏まえ、具体的な条文ではなく、より大きな方針を示す形にするかを含め、進め方について改めて検討し、まとめさせていただきます。
会長	第 24 条以降の政策部分の扱いについて、事務局で再度ご検討ください。もし政策部分を削除するなら、ここでの条文検証は不要となります。一方で、残す、あるいは改正して明確化する方向であれば、本日議論した現状の到達点を皆様と共有する機会が必要だと考えます。
会長	続きまして、4 その他について、事務局の方から説明お願いします。
事務局	<今後の日程について説明> 次回は、令和 8 年 2 月 2 日（月）14 時に決定。 次回の会議で今後の日程をお示します。
事務局	<挨拶>
	閉会
(午後 3 時 50 分 閉会)	